

# 株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目5番2号

## 三井化学株式会社

代表取締役社長 藤 吉 建 二

### 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2007年6月25日午後5時40分までに当社に到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日                  | 時 | 2007年6月26日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場                  | 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号<br>新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール   |
| 3. 会議の目的事項<br>報 告 事 項 |   | 1. 第10期（自 2006年4月1日）<br>（至 2007年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査<br>人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第10期（自 2006年4月1日）<br>（至 2007年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項               |   |  |
| 第1号議案                 |   | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案                 |   | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案                 |   | 取締役11名選任の件   |
| 第4号議案                 |   | 監査役2名選任の件  |
| 第5号議案                 |   | 取締役賞与支給の件  |
| 第6号議案                 |   | 当社株券等の大量買付行為に関する対応策導入の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当社では、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://kabunushi.mitsui-chem.jp>) において招集通知を提供しております。なお、添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 全般的状況

当期のわが国経済は、個人消費が伸び悩んだものの、企業収益の改善に支えられた設備投資の増加と輸出の着実な伸びを背景に、景気は回復基調を維持しました。

化学工業界におきましては、出荷は堅調に推移しましたが、年度を通じて原燃料価格が高値を維持したため、事業環境は厳しい状況が続きました。

このような情勢のもとで、当社グループは、営業活動に全力を傾注するとともに、徹底したコストダウンに努めるなど、グループを挙げて収益改善に取り組んでまいりました。

その結果、当期の当社グループの業績は、売上高は1兆6,881億円（対前年度比2,157億円増加）、営業利益は917億円（対前年度比330億円増加）、経常利益は955億円（対前年度比335億円増加）、当期純利益は523億円（対前年度比82億円増加）となりました。

#### (2) 事業部門別状況

##### ① 機能性材料分野

###### ア. 機能化学品部門

衛生材料は、不織布の需要が東・東南アジア、特にタイ・中国市場で拡大したことにより、売上高は前年度に比べ6%増加しました。

建設資材は、土木資材を中心とした需要に支えられたものの、防水材事業を譲渡したことにより、売上高は前年度に比べ14%減少しました。

半導体材料は、半導体市場及び液晶市場で価格低下の影響を受けたものの、半導体用ガスの積極的な販売拡大により、売上高は前年度に比べ11%増加しました。

表示材料は、プラズマディスプレイパネル市場が拡大したことにより、売上高は前年度に比べ29%増加しましたが、急激な価格低下による影響を大きく受けました。

眼鏡レンズ用材料、医薬中間体などのヘルスケア事業は、販売が順調であったため、売上高は前年度に比べ14%増加しました。

重合抑制剤、タイヤ・木材向け接着剤原料などの化成成品事業は、積極的な販売拡大及び原料価格の高騰を受けた製品価格の改定により、売上高は前年度に比べ11%増加しましたが、コストアップ分の全てをカバーするには至りませんでした。

農業化学品事業は、殺虫剤などの販売が拡大したことにより、売上高は前年度に比べ12%増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前年度に比べ213億円増の2,140億円、売上高全体に占

める割合は13%となりました。また、営業利益は27億円増の135億円となりました。

## イ. 機能樹脂部門

エチレン・プロピレンゴム、 $\alpha$ -オレフィンコポリマーなどのエラストマー事業は、自動車部品を中心とした国内需要の拡大に加え、アジア市場を中心に新規顧客の開拓及び軟質樹脂用途などの市場開発が好調に進み、売上高は前年度に比べ13%増加しました。

特殊ポリオレフィン、光学用途及び電子材料用途を中心に需要が拡大したことにより、売上高は前年度に比べ8%増加しました。

エンジニアリングプラスチックは、電子部品用途を中心に新規銘柄の中国における販売拡大があったものの、全体的に販売数量が伸び悩み、売上高は前年度に比べ3%減少しました。

塗料用原料樹脂は、情報記録紙及び携帯電話用途の販売が堅調であったため、売上高は前年度に比べ5%増加しました。

ワックス、石油樹脂などの添加材料は、原料価格の高騰を反映した製品価格の値上がりにより、売上高は前年度に比べ21%増加しました。

製紙材料用途のアクリルアミドは、原料価格の高騰を反映した製品価格の値上がりにより、売上高は前年度に比べ13%増加しました。

ウレタン原料は、MDIの市況が海外で低迷したものの、TDIの市況が東・東南アジア、特に中国で改善したこと及びPPGの製品価格の値上がりにより、売上高は前年度に比べ22%増加しました。

ウレタン樹脂は、建材・注型及び接着剤用途を中心とした国内外の需要増を背景に、売上高は前年度に比べ5%増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前年度に比べ356億円増の3,173億円、売上高全体に占める割合は19%となりました。また、営業利益は121億円増の222億円となりました。

## ② 石油化学・基礎化学品分野

### ア. 基礎化学品部門

高純度テレフタル酸は、原料価格の高騰を受けて製品価格の改定を行ったことに加え、タイにおけるサイアム ミツイ ピーティーイー社の生産能力増強が販売拡大に寄与したことにより、売上高は前年度に比べ24%増加しました。

ペット樹脂（ポリエチレン テレフタレート）は、国内ペットボトル向けの需要の伸び悩みや、輸入品の増加などにより、販売数量は伸び悩みましたが、原料価格の高騰を反映した製品価格の値上がりにより、売上高は前年度に比べ7%増加しました。

フェノールは、原料価格の高騰を反映した製品価格の値上がりやアジア市場の需要が拡大したことにより、売上高は前年度に比べ37%増加しました。

ビスフェノールAは、販売数量が堅調に推移したことにより、売上高は前年度に比べ3%増加しました。

エチレングリコール、エチレンオキサイド及びその誘導品は、プラントの定期修理を行ったことによる販売数量の減少はあったものの、製品価格の改定により、売上高は前年度に比べ3%増加しました。

しかしながら、各製品とも原料価格の高騰によるコストアップ分の全てをカバーするには至りませんでした。

以上の結果、当部門の売上高は、前年度に比べ792億円増の5,535億円、売上高全体に占める割合は33%となりました。また、営業利益は108億円減の110億円となりました。

#### イ. 石油化学部門

エチレン及びプロピレンは、国内外ともに需要が伸長したことに加え、定期修理を行ったプラントが前年度に比べ少なかったことにより、生産量は前年度に比べエチレンが7%、プロピレンが8%それぞれ増加しました。

ポリエチレン及びポリプロピレンは、原料価格の高騰を受けて製品価格の改定を行ったことにより、売上高は前年度に比べポリエチレンが15%、ポリプロピレンが13%それぞれ増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前年度に比べ729億円増の5,599億円、売上高全体に占める割合は33%となりました。また、営業利益は295億円増の454億円となりました。

#### ③ その他部門

プラントの建設・メンテナンス事業は、当社グループ内での事業展開に注力するため、外販体制の見直しを行ったことにより、外部への売上高は前年度に比べ19%減少しました。

倉庫運送事業は、貨物取扱数量が好調に推移し、外部への売上高は前年度に比べ29%増加しました。

その他の事業を含め、当部門の売上高は、前年度に比べ67億円増の434億円、売上高全体に占める割合は2%となりました。また、営業利益は15億円増の21億円となりました。

#### (3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は727億円であり、その主なものは、市原工場におけるエチレン・プロピレンゴム「三井EPT」のプラント建設、名古屋工場における高機能フィルム中試験設備建設及び岩国大竹工場における多目的セミコマーシャルプラント設置のための投資であります。

#### (4) 資金調達の様況

当期は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により所要資金を賅いました。このうち、当社において、2006年11月7日及び2007年2月5日に、合計300億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ744億円増加し、4,983億円となりました。

#### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は、2006年4月1日をもって、株式交換により山本化成株式会社を完全子会社といたしました。

### 2. 直前3事業年度の財産及び損益の様況

事業年度	2003年4月	2004年4月	2005年4月	2006年4月
	2004年3月	2005年3月	2006年3月	2007年3月
売上高 (百万円)	1,089,518	1,227,547	1,472,435	1,688,062
営業利益 (百万円)	53,942	80,491	58,705	91,678
経常利益 (百万円)	47,694	79,737	61,989	95,478
当期純利益 (百万円)	12,466	26,192	44,125	52,297
1株当たり当期純利益 (円)	15.78	33.26	56.20	66.68
純資産 (百万円)	383,365	405,773	464,021	570,252
総資産 (百万円)	1,188,466	1,205,185	1,328,890	1,498,183

(注) 1. 上記の1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 2006年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の様況

#### (1) 親会社の様況

該当事項はありません。

## (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
三井化学ポリウレタン株式会社	20,008	100.00	ウレタン原料などの製造及び販売
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
大阪石油化学株式会社	5,000	100.00	石油化学原料の製造及び販売
下関三井化学株式会社	4,000	100.00	燐系製品及び肥料の製造及び販売
東セロ株式会社	3,450	53.43	合成樹脂フィルムなどの製造、加工及び販売
北海道三井化学株式会社	2,000	100.00	紙加工用樹脂、木質系接着剤及び植物活力剤の北海道地区における製造及び販売
三池染料株式会社	1,300	100.00	染料の製造及び販売
Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Chemicals America, Inc.	72百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.	35百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.	2,800百万 タイバーツ	50.02	東南アジア地域における高純度テレフタル酸の製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310百万 タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売

(注) 1. 上記は、当社が直接出資している連結子会社のうち、資本金1,000百万円以上の会社であります。

2. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

3. 三井化学ポリウレタン株式会社は、2006年4月1日をもって三井武田ケミカル株式会社から商号変更したものであります。

4. 山本化成株式会社は、2006年4月1日をもって株式交換により当社の議決権比率が100%になりましたが、当期中に減資を行い、資本金が1,000百万円未満となりましたので、重要な子会社から除外いたしました。

5. 三池染料株式会社は、2007年4月1日をもって当社が吸収合併したことにより解散いたしました。

6. Mitsui Chemicals America, Inc. の資本金については、払込資本を記載しております。

#### 4. 対処すべき課題

2007年度のわが国経済は、国内民間需要に支えられて景気は引き続き堅調に推移していくものと見込まれます。しかしながら、当社グループの事業環境は、米国経済の減速や原燃料価格の再高騰が懸念され、厳しい状況が続くことが予想されます。

このような情勢のもとで、当社グループは、2004年度に策定した4か年の中期経営計画の基本戦略に基づき、「変革への挑戦」をキーワードに、事業の量的拡大から質的拡大への転換を積極的に進めております。この中期経営計画の最終年度である2007年度は、次の点に全力で取り組んでまいります。

- ・機能性材料分野の成長加速
- ・石化・基礎化学品分野における収益力強化
- ・CSRの積極的推進
- ・生産現場力の強化
- ・人材の育成強化

また、2007年度は、当社発足10周年を迎えることから、次の10～15年の更なる成長を目指した三井化学グループの経営の基本骨格「グランドデザイン」を策定しました。この中で、「目指すべき企業グループ像」を15～20年先まで見据え、「『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループ～」と改訂しました。

さらに、8～10年で実現を目指す長期経営目標を「収益」、「環境」、「事業ポートフォリオ」、「経営基盤強化の方向」についてそれぞれ定め、企業価値の持続的向上を図ることとしました。2008年度から始まる次期中期経営計画においては、これらの目標の早期実現に向けた具体的施策を策定し、実行してまいります。

上記グランドデザインを踏まえ、2007年度から、経営基盤強化に向けて、以下の諸施策を推進してまいります。

##### ① 3事業本部制への移行（組織改正）

目指すべき事業ポートフォリオの早期実現及び新製品開発の加速に向けて、2007年4月1日をもって機能材料事業、先端化学品事業及び基礎化学品事業の3事業本部制への移行を柱とする組織改正を実施いたしました。

##### ② 「経済」・「環境」・「社会」3軸での業績評価

競争に勝ち抜く実行力と長期視点を組織文化の変革から実現すべく、従来の指標である「経済」に、GHG（温室効果ガス）削減などを主な内容とする「環境」、法令・ルール遵守、労働災害撲滅、化学品安全規制への取組みなどを主な内容とする「社会」を加えた3軸での業績評価への移行を目指してまいります。

## 5. 主要な事業内容（2007年3月31日現在）

分野	部門	主要製品・事業
機能性材料	機能化学品	不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアル®）、合成パルプ（SWP®）、ガス用及び給水・給湯用配管システム、半導体材料（イクロステープ®、ペリクル、半導体用ガス）、電子回路材料（ネオフレックス®、CCDパッケージ）、表示材料（フィルトップ®、フィルファイン®、シルバーリフレクター®）、トナーバインダー、殺虫剤（トレボン®、スタークル®、スタークルメイト®、アルバリン®）、殺菌剤（クロルピクリン、ネビジン®）、光機能材料、ポリオレフィン製造用触媒、眼鏡レンズ用材料、医薬関連材料、ハイドロキノン
	機能樹脂	エチレン・プロピレンゴム（三井EPT）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、 $\alpha$ -オレフィンコポリマー（タフマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、特殊ポリオレフィン（TPX®、アペル®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®）、液晶シール剤（LCストラクトボンド®）、製紙材料（アクリルアמיד）、塗料用原料樹脂（オレスター®、アルマテックス®、ボンロン®）、ワックス（三井ハイワックス）、石油樹脂（ペトロジン®）、ウレタン原料（TDI、MDI、PPG）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）
石油化学・基礎化学品	基礎化学品	高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井PET）、フェノール、アセトン、ビスフェノールA、メチルイソブチルケトン（MIBK）、アニリン、エポキシ樹脂（エポミック®）、イソプロピルアルコール、 $\alpha$ -メチルスチレン、エチレンオキシド、エチレングリコール、エタノールアミン、メタアクリル酸メチル（MMA）、ホルマリン、液体アンモニア、尿素、メラミン
	石油化学	エチレン、プロピレン、高密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、ポリプロピレン、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム
その他		プラント建設・メンテナンス事業、倉庫運送事業、試験・分析事業



## 6. 主要な事業所等（2007年3月31日現在）

### (1) 当 社

① 本 社（東京都）

② 支 店

名古屋支店（名古屋市）

大阪支店（大阪市）

福岡支店（福岡市）

③ 工 場

市原工場（千葉県市原市）

茂原センター（千葉県茂原市）

名古屋工場（名古屋市）

大阪工場（大阪府高石市）

岩国大竹工場（山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市）

大牟田工場（福岡県大牟田市）

④ 研究開発部門

袖ヶ浦センター（千葉県袖ヶ浦市）

⑤ 海外事務所

北京事務所

(注)茂原センターは、2007年4月1日をもって茂原分工場に名称変更いたしました。

### (2) 重要な子会社

三井化学ポリウレタン株式会社（東京都、茨城県神栖市、静岡市、名古屋市、山口県周南市、福岡県大牟田市）

株式会社プライムポリマー（東京都、千葉県市原市、大阪府高石市）

大阪石油化学株式会社（東京都、大阪府高石市）

下関三井化学株式会社（山口県下関市）

東セロ株式会社（東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市）

北海道三井化学株式会社（北海道砂川市）

三池染料株式会社（福岡県大牟田市）

Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Mitsui Chemicals America, Inc.（米国）

Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Siam Mitsui PTA Co., Ltd.（タイ）

Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.（タイ）

(注)三池染料株式会社は、2007年4月1日をもって当社が吸収合併したことにより解散いたしました。

## 7. 使用人の状況 (2007年3月31日現在)

事業部門別名称	使用人数(人)	対前期末増減(人)
機能化学品	2,627	455
機能樹脂	2,536	△413
基礎化学品	1,279	△300
石油化学	2,389	△258
その他	1,868	485
共通	1,812	69
合計	12,511	38

## 8. 主要な借入先の状況 (当社、2007年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
日本政策投資銀行	17,450
中央三井信託銀行株式会社	13,230
株式会社三井住友銀行	11,650
住友生命保険相互会社	11,000
全国共済農業協同組合連合会	9,000
三井生命保険株式会社	8,315

(注)上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社三井住友銀行	4,000百万円
住友生命保険相互会社	11,000百万円
全国共済農業協同組合連合会	6,500百万円
三井生命保険株式会社	2,500百万円

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2006年11月に、ガス用ポリエチレン管及び同継手のガス事業者向け販売価格を他の事業者と共同して決定している疑いがあるとして、公正取引委員会による立入調査を受けました。これを受けて、当社は、事実関係の確認及びコンプライアンスの再徹底を推進しております。

## 10. 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況（2007年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 792,020,076株  
(3) 株主数 87,889人（対前期末比6,450人減）  
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （千株）	出 資 比 率 （％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,330	7.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井アセット信託銀行再信託分・ 東レ株式会社退職給付信託口）	37,425	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	31,954	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,840	3.99
三 井 物 産 株 式 会 社	28,007	3.62
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	21,946	2.84
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	21,786	2.82
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	18,330	2.37
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	16,322	2.11
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	16,317	2.11

(注) 1. 出資比率は自己株式（20,407,465株）を控除して計算しております。

2. 当社は、20,407,465株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2007年3月31日現在)

会 長	中 西 宏 幸	
(代) 社 長	藤 吉 建 二	
(代) 副 社 長	富 永 紘 一	(社長補佐、機能化学品事業グループ、機能樹脂事業グループ、ポリマー事業開発室、新自動車材開発室及び支店担当。機能化学品事業グループ長)
(代) 副 社 長	田 中 稔 一	(社長補佐、基礎化学品事業グループ、石化事業グループ及び中国計画室担当。基礎化学品事業グループ長。共同モノマー株式会社社長)
専務取締役	谷 川 進 治	(総務部、法務部、秘書室、I R・広報室(広報)、人事・労制部、C S R室、C S R(社会貢献)委員会、リスク管理委員会及び社会活動委員会担当)
専務取締役	山 口 彰 宏	(研究開発部門及び知的財産部担当。研究開発部門長)
専務取締役	篠 原 善 之	(生産・技術部門、S C M室、購買部、物流部、システム企画部及びレスポンス・ケア委員会担当。生産・技術部門長)
常務取締役	桑 原 信 隆	(機能樹脂事業グループ長)
常務取締役	佐 野 景 一	(石化事業グループ長。大阪石油化学株式会社社長)
常務取締役	梶 浦 博 一	(経営企画部、連結経営企画管理部、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Singapore, Ltd. 及び三井化学(上海)有限公司担当)
常務取締役	佐 野 鉦 一	(予算管理部、財務部、監査室及びI R・広報室(I R)担当)
取 締 役	町 田 幸 雄	(西村ときわ法律事務所弁護士)
取 締 役	織 朱 實	(関東学院大学法学部助教)
常勤監査役	山 本 律 夫	
常勤監査役	竹 下 安 郎	
監 査 役	山 本 憲 男	
監 査 役	西 田 敬 宇	(中央三井信託銀行株式会社顧問)
監 査 役	伊集院 功	(長島・大野・常松法律事務所顧問)

(注) 1. (代)は、代表取締役であります。

2. 取締役のうち町田幸雄氏及び織朱實氏は、社外取締役であります。

3. 監査役のうち山本憲男氏、西田敬宇氏及び伊集院功氏は、社外監査役であります。

4. 2007年4月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

副社長	富永 紘一	(社長補佐、機能材料事業本部及び先端化学品事業本部担当)
副社長	田中 稔一	(社長補佐、基礎化学品事業本部、経営企画部、グループ経営推進部、支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd. 及び三井化学(上海)有限公司担当。共同モノマー株式会社社長)
専務取締役	谷川 進治	(秘書室、CSR・広報部(除くIR)、総務部、法務部、人事・労制部、CSR(社会貢献)委員会、リスク管理委員会及び社会活動委員会担当。株式会社エムシー・オペレーションサポート社長)
専務取締役	山口 彰宏	(研究本部及び知的財産部担当。研究本部長)
専務取締役	篠原 善之	(生産・技術本部、SCM室、購買部、物流部、システム企画部及びレスポンス・ケア委員会担当。生産・技術本部長)
常務取締役	桑原 信隆	(機能材料事業本部副担当(三井化学ポリウレタン株式会社担当))
常務取締役	佐野 景一	(基礎化学品事業本部長。大阪石油化学株式会社社長)
常務取締役	梶浦 博一	(機能材料事業本部長)
常務取締役	佐野 鋏一	(内部統制推進室、予算管理部、財務部及びCSR・広報部(IR)担当。内部統制推進室長)

## (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	668百万円 (15百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	92百万円 (31百万円)
合 計	18名	760百万円

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。  
 2. 監査役報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。  
 3. 上記の支給額には、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会において付議する以下の取締役賞与が含まれております。

取締役 10名 110百万円

4. 上記のほか、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。同決議に基づく退職慰労金の支給状況は、以下のとおりです。

①2006年6月27日退任者

監査役 1名 16百万円(支給済)

②2007年6月26日退任予定者

取締役 2名 167百万円(支給予定)

監査役 2名 13百万円(支給予定)

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の株式会社の社外役員の兼任状況

監査役山本憲男氏は、東レ株式会社の社外監査役であります。

監査役伊集院功氏は、ファイザー株式会社の社外監査役及び日本ストライカー・ホールディング株式会社の社外監査役であります。

#### ② 会社又は会社の特定関係事業者との親族関係

監査役西田敬宇氏は、当社の使用人の三親等の親族であります。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）	監査役会（22回開催）
	出席回数	出席回数
取締役 町田 幸雄	12回 (同氏の就任後、取締役会は12回開催)	—
取締役 織 朱 實	11回 (同氏の就任後、取締役会は12回開催)	—
監査役 山本 憲男	15回	21回
監査役 西田 敬宇	15回	21回
監査役 伊集院 功	16回	22回

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役町田幸雄氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、主にコンプライアンス推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役織朱實氏は、環境関連の専門知識と経験に基づき、主にレスポンシブル・ケア及び社会とのコミュニケーション推進の観点から発言を行っております。
- ・監査役山本憲男氏は、金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役西田敬宇氏は、金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役伊集院功氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

ウ. 不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

社外取締役及び社外監査役の5氏が在任中の2006年11月に、当社は、ガス用ポリエチレン管及び同継手のガス事業者向け販売価格を他の事業者と共同して決定している疑いがある

として、公正取引委員会による立入調査を受けました。

5氏は、同立入調査まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等の場において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。また、同立入調査後は、事実関係の確認及びコンプライアンスの再徹底について助言を行いました。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

新日本監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支払額		合 計
	あずさ監査法人	新日本監査法人	
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円	27百万円	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円	88百万円	160百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。なお、国内子会社につきましては、あずさ監査法人又は新日本監査法人のいずれかが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人がその適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、職務を適切に遂行することが困難と判断したときは、会計監査人を解任し、又は会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするよう取締役に対し請求します。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、いずれの会計監査人とも会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

### 4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- ③ 社内組織として監査室（2007年4月1日をもって内部統制推進室に組織改正。以下同じ。）を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④ 社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的実施する。
- ⑤ 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。



### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実に実行する体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持・運営するため、担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
- ② リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整える。
- ③ 社員が定期的にリスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
- ② 取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ② 子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の監査室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

#### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的意見交換を行う場を持つ。
- ② 監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間及び監査室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施する。

### 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

そのため、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止し、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社株券等の大量買付行為に関する対応策を導入することにつき、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会で株主の皆様にお諮りいたします。

### 6. 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表

2007年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>1,498,183</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>927,931</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>733,150</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>591,253</b>
現金及び預金	35,035	支払手形及び買掛金	244,900
受取手形及び売掛金	346,659	短期借入金	133,690
棚卸資産	257,069	1年以内返済長期借入金	22,191
繰延税金資産	19,283	コマーシャル・ペーパー	51,000
その他	75,606	1年以内償還社債	20,022
貸倒引当金	△ 502	未払法人税等	25,101
<b>固 定 資 産</b>	<b>765,033</b>	役員賞与引当金	160
<b>有形固定資産</b>	<b>542,340</b>	修繕引当金	11,601
建物及び構築物	121,472	その他	82,588
機械装置及び運搬具	214,549	<b>固 定 負 債</b>	<b>336,678</b>
土地	173,106	社 債	153,055
建設仮勘定	22,651	長期借入金	118,365
その他	10,562	繰延税金負債	4,702
<b>無形固定資産</b>	<b>27,374</b>	退職給付引当金	50,353
<b>投資その他の資産</b>	<b>195,319</b>	役員退職慰労引当金	1,288
投資有価証券	167,791	修繕引当金	2,290
長期貸付金	1,730	その他	6,625
繰延税金資産	7,389	<b>純資産の部</b>	<b>570,252</b>
その他	20,300	<b>株 主 資 本</b>	<b>465,906</b>
貸倒引当金	△ 1,891	資 本 金	103,226
<b>合 計</b>	<b>1,498,183</b>	資 本 剰 余 金	69,257
		利 益 剰 余 金	311,703
		自 己 株 式	△ 18,280
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>38,603</b>
		その他有価証券評価差額金	34,290
		繰延ヘッジ損益	21
		為替換算調整勘定	4,292
		<b>少数株主持分</b>	<b>65,743</b>
		<b>合 計</b>	<b>1,498,183</b>

# 連結損益計算書

自 2006年4月 1日  
至 2007年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,688,062
売上原価		1,402,022
売上総利益		286,040
販売費及び一般管理費		194,362
営業利益		91,678
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,721	
持分法による投資利益	5,979	
その他の	11,755	20,455
営業外費用		
支払利息	8,096	
その他の	8,559	16,655
経常利益		95,478
特別利益		
投資有価証券売却益	1,515	
持分変動利益	3,102	
その他の	437	5,054
特別損失		
固定資産整理損失	5,862	
減損損失	1,347	
関連事業損失	1,997	
投資有価証券売却損	3,600	
過年度修繕引当金繰入額	1,031	
臨時減価償却費	1,180	
その他の	973	15,990
税金等調整前当期純利益		84,542
法人税、住民税及び事業税	28,875	
法人税等調整額	△ 1,459	27,416
少数株主利益		4,829
当期純利益		52,297

# 連結株主資本等変動計算書

自 2006年4月 1日  
至 2007年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2006年 3月31日 残高	103,226	66,945	269,191	△ 3,593	435,769
当 期 変 動 額					
株 式 交 換		2,310		2,667	4,977
剰 余 金 の 配 当 (注)			△ 3,135		△ 3,135
剰 余 金 の 配 当			△ 3,164		△ 3,164
役員賞与の支給(注)			△ 103		△ 103
当 期 純 利 益			52,297		52,297
自 己 株 式 の 取 得				△17,866	△ 17,866
自 己 株 式 の 処 分		2		36	38
持分法の適用範囲の変動			△ 3,383	476	△ 2,907
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,312	42,512	△14,687	30,137
2007年 3月31日 残高	103,226	69,257	311,703	△18,280	465,906

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2006年 3月31日 残高	29,016	-	△ 764	28,252	75,103	539,124
当 期 変 動 額						
株 式 交 換						4,977
剰 余 金 の 配 当 (注)						△ 3,135
剰 余 金 の 配 当						△ 3,164
役員賞与の支給(注)						△ 103
当 期 純 利 益						52,297
自 己 株 式 の 取 得						△ 17,866
自 己 株 式 の 処 分						38
持分法の適用範囲の変動						△ 2,907
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,274	21	5,056	10,351	△ 9,360	991
当 期 変 動 額 合 計	5,274	21	5,056	10,351	△ 9,360	31,128
2007年 3月31日 残高	34,290	21	4,292	38,603	65,743	570,252

(注)2006年6月の株主総会における利益処分項目であります。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数 70社

・主な連結子会社の名称

㈱プライムポリマー、三井化学ポリウレタン㈱、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、  
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.

当期より、山本化成㈱他9社を株式取得等に伴い連結の範囲に含め、P.T. Mitsui Eterindo Chemicals他7社を株式売却等に伴い連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の状況

四国トーセロ㈱他16社の非連結子会社は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 47社

・主な持分法適用会社の名称

日本ジーイープラスチック㈱、三井・デュボン ポリケミカル㈱、  
P.T. Amoco Mitsui PTA Indonesia

当期より、上海中石化三井化工有限公司他3社は設立等に伴い持分法の適用対象とし、山本化成㈱他3社は株式取得に伴い連結の範囲に含めたこと及び東洋エンジニアリング㈱他15社については株式売却等に伴い持分法の適用対象から除外しております。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

石狩産業㈱他6社の非連結子会社及び関連会社は、清算状態等であり重要性が乏しいため、持分法の適用対象から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、作新工業㈱、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、Siam Mitsui PTA Co., Ltd. 他22社の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

- ・満期保有目的の債券
  - ・その他有価証券
- 時価のあるもの

償却原価法（定額法）

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

主として移動平均法による原価法

主として後入先出法による低価法

時価のないもの

###### ② 棚卸資産

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

主として定率法（ただし、建物については、定額法）  
（会計方針の変更）

国内連結子会社の一部で、建物を除く有形固定資産の減価償却の方法を、当期より定額法から定率法によることに変更いたしました。

この変更は、当該連結子会社が当社の100%出資会社となることを機に、当社連結グループの会計方針に合わせることを目的として行うものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当期の減価償却費は1,220百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,214百万円減少しております。

###### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

###### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、一括で費用処理しているほか、一部の連結子会社においてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以

内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2005年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしております。

⑤ 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

（会計方針の変更）

国内連結子会社の一部で、当期より修繕引当金を設定いたしました。

この変更は、当該連結子会社が当社の100%出資会社となることを機に、当社連結グループの会計方針に合わせることを目的として行うものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は731百万円それぞれ減少し、税金等調整前当期純利益は1,762百万円減少しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

原則として支出時に全額費用として処理しております。

② リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たすため、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の適切な償却期間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。



(会計方針の変更に関する注記)

1. 役員賞与に関する会計基準

当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

この変更が当期の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は504,488百万円であります。

また、前期において「負債の部」に計上しておりました「繰延ヘッジ利益」は、当期から税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。なお、前期の繰延ヘッジ利益について、当期と同様の方法によった場合の金額は1百万円であります。

3. 企業結合に係る会計基準等

当期より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	有形固定資産	19,564百万円
	無形固定資産	109百万円
	投資有価証券	10百万円
	計	19,683百万円
担保に係る債務の金額	短期借入金	1,073百万円
	長期借入金	6,166百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	計	7,239百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,009,362百万円

3. 保証債務等	保証債務	14,327百万円 ※
	保証予約	662百万円
	計	14,989百万円

※うち511百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。  
また、うち1,382百万円については、他者の保証債務に対し当社が再保証しているものです。

4. 受取手形割引高	86百万円
------------	-------

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	789,156千株	2,864千株	一千株	792,020千株

(注)発行済株式の増減数の主な内訳は次のとおりです。

株式交換による増加	2,864千株
-----------	---------

##### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	6,074千株	19,681千株	5,347千株	20,408千株

(注)自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	1,246千株
株式取得による増加	18,435千株
単元未満株式の売渡しによる減少	48千株
株式交換による減少	4,600千株
持分法適用会社減少による減少	699千株

##### 3. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額等

###### ① 2006年6月27日開催の第9期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,135百万円
・1株当たり配当額	4.00円
・基準日	2006年3月31日
・効力発生日	2006年6月27日

② 2006年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,164百万円
- ・1株当たり配当額 4.00円
- ・基準日 2006年 9月30日
- ・効力発生日 2006年12月 5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

① 2007年6月26日開催の第10期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 4,629百万円
- ・1株当たり配当額 6.00円
- ・基準日 2007年3月31日
- ・効力発生日 2007年6月27日

(1株当たり情報に関する注記)

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 653.84円 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 66.68円  |

## (ご 参 考)

### 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

自 2006年4月 1日  
至 2007年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,005
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,336
財務活動によるキャッシュ・フロー	412
現金及び現金同等物に係る換算差額	6
現金及び現金同等物の増減額	87
現金及び現金同等物の期首残高	312
連結範囲の変更等に伴う現金及び現金同等物の調整額	5
現金及び現金同等物の期末残高	404

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

# 貸借対照表

2007年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>1,032,467</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>645,455</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>359,659</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>367,930</b>
現金及び預金	5,652	買掛金	138,045
受取手形	241	短期借入金	39,707
売掛金	193,601	コマーシャル・ペーパー	51,000
製品・商材	64,767	1年以内償還社債	20,000
原材料	17,817	未払金	46,109
仕掛品	961	未払費用	9,415
貯蔵品	8,581	未払法人税等	8,988
前払費用	1,794	預り金	49,608
未収入金	55,076	役員賞与引当金	110
繰延税金資産	9,096	修繕引当金	4,820
その他	2,154	その他の	128
貸倒引当金	△ 81	<b>固 定 負 債</b>	<b>277,525</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>672,808</b>	社債	150,000
<b>有形固定資産</b>	<b>314,131</b>	長期借入金	77,249
建物	52,788	退職給付引当金	44,523
構築物	24,877	役員退職慰労引当金	838
機械装置	69,195	修繕引当金	1,712
車両運搬具	425	その他の	3,203
工具器具備品	5,890	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>387,012</b>
土地	140,013	<b>株 主 資 本</b>	<b>354,885</b>
建設仮勘定	20,943	<b>資 本 金</b>	<b>103,226</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,299</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>71,975</b>
特許権及び技術使用権	240	資本準備金	71,956
諸利用権	1,034	その他資本剰余金	19
ソフトウェア	9,025	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>197,964</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>348,378</b>	利益準備金	12,506
投資有価証券	100,321	その他利益剰余金	185,458
関係会社株式	221,311	固定資産圧縮積立金	4,429
関係会社出資金	3,014	特別償却積立金	10
長期貸付金	1,575	配当引当積立金	10,000
長期前払費用	2,418	別途積立金	139,070
繰延税金資産	9,425	繰越利益剰余金	31,949
その他	15,193	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 18,280</b>
貸倒引当金	△ 4,879	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>32,127</b>
<b>合 計</b>	<b>1,032,467</b>	その他有価証券評価差額金	32,113
		繰延ヘッジ損益	14
		<b>合 計</b>	<b>1,032,467</b>

# 損 益 計 算 書

自 2006年4月 1日  
至 2007年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		991,787
売 上 原 価		861,751
売 上 総 利 益		130,036
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		98,316
営 業 利 益		31,720
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,340	
そ の 他	6,508	16,848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,251	
そ の 他	5,944	10,195
経 常 利 益		38,373
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	365	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	480	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	511	1,356
特 別 損 失		
固 定 資 産 整 理 損	5,048	
減 損 損 失	938	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	3,228	
関 連 事 業 損 失	1,683	
そ の 他	931	11,828
税 引 前 当 期 純 利 益		27,901
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,655	
過 年 度 法 人 税 等 修 正 額	△ 983	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,767	6,905
当 期 純 利 益		20,996

# 株主資本等変動計算書

自 2006年4月 1日  
至 2007年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
2006年 3月31日 残高	103,226	66,901	17	66,918	12,506	170,834	183,340	△ 3,117	350,367
当 期 変 動 額									
株 式 交 換		5,055		5,055				2,667	7,722
剰余金の配当(注2)						△ 3,135	△ 3,135		△ 3,135
剰余金の配当						△ 3,164	△ 3,164		△ 3,164
役員賞与の支給(注2)						△ 73	△ 73		△ 73
当 期 純 利 益						20,996	20,996		20,996
自己株式の取得								△17,866	△ 17,866
自己株式の処分			2	2				36	38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	5,055	2	5,057	—	14,624	14,624	△15,163	4,518
2007年 3月31日 残高	103,226	71,956	19	71,975	12,506	185,458	197,964	△18,280	354,885

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2006年 3月31日 残高	26,065	—	26,065		376,432
当 期 変 動 額					
株 式 交 換					7,722
剰余金の配当(注2)					△ 3,135
剰余金の配当					△ 3,164
役員賞与の支給(注2)					△ 73
当 期 純 利 益					20,996
自己株式の取得					△ 17,866
自己株式の処分					38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,048	14	6,062	6,062	6,062
当期変動額合計	6,048	14	6,062	6,062	10,580
2007年 3月31日 残高	32,113	14	32,127		387,012

(注1) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	配当引当積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
2006年 3月31日 残高	4,341	188	10,000	131,070	25,235	170,834
当 期 変 動 額						
剰余金の配当(注2)					△ 3,135	△ 3,135
剰余金の配当					△ 3,164	△ 3,164
役員賞与の支給(注2)					△ 73	△ 73
当 期 純 利 益					20,996	20,996
固定資産圧縮積立金の取崩 (前期分) (注2)	△ 87				87	—
固定資産圧縮積立金の積立 (前期分) (注2)	224				△ 224	—
固定資産圧縮積立金の取崩 (当期分)	△ 124				124	—
固定資産圧縮積立金の積立 (当期分)	75				△ 75	—
特別償却積立金の取崩 (前期分) (注2)		△100			100	—
特別償却積立金の取崩 (当期分)		△ 78			78	—
別途積立金の積立 (前期分) (注2)				8,000	△ 8,000	—
当期変動額合計	88	△178	—	8,000	6,714	14,624
2007年 3月31日 残高	4,429	10	10,000	139,070	31,949	185,458

(注2) 2006年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

製品・商品、原料材料、仕掛品

後入先出法による低価法

貯蔵品

市場開発品及び包装材料

後入先出法による低価法

補修用に使用される貯蔵品

移動平均法による原価法

その他貯蔵品

最終取得原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物については、定額法）

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、一括で費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

- (4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく当期末支給額を計上しております。  
なお、2005年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払うこととしているため、役員退職慰労引当金については、制度廃止以降の繰入れはなく、対象役員の退任時に取り崩すこととしております。
- (5) 修繕引当金 製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (2) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) ヘッジ会計の方法  
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たすため、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 1. 役員賞与に関する会計基準

当期より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。  
この変更が当期の計算書類に与える影響は軽微であります。

##### 2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は386,998百万円であります。

また、前期において「資産の部」に計上しておりました「繰延ヘッジ損失」は、当期から税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。なお、前期の繰延ヘッジ損失について、当期と同様の方法によった場合の金額は3百万円であります。



(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		591,554百万円
2. 保証債務等	保証債務	40,347百万円 ※
	保証予約	7,638百万円
	計	47,985百万円

※うち643百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。  
また、うち1,382百万円については、他者の保証債務に対し当社が再保証しているものです。

3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	115,130百万円
	長期金銭債権	3,431百万円
	短期金銭債務	118,712百万円
	長期金銭債務	547百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高		
営業取引高	売上高	355,666百万円
	仕入高	381,313百万円
営業取引以外の取引高	受取利息	14百万円
	支払利息	222百万円
	賃貸料収入	1,487百万円
	資産譲渡高	962百万円
	資産購入高	42,145百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末における自己株式の数	20,407,465株
------------------	-------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与否認	2,884
未払事業税否認	1,042
貸倒引当金損金算入限度超過額	937
減価償却費損金算入限度超過額	5,614
退職給付引当金損金算入限度超過額	20,055
投資有価証券評価損等否認	12,478
減損会計による減損損失否認	3,818
修繕引当金否認	2,652
その他	<u>4,988</u>
繰延税金資産小計	54,468
評価性引当額	<u>△15,961</u>
繰延税金資産合計	38,507
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,942
固定資産圧縮積立金	△ 3,027
特別償却積立金	△ 7
繰延ヘッジ損益	<u>△ 10</u>
繰延税金負債合計	<u>△19,986</u>
繰延税金資産の純額	<u>18,521</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置については不織布製造設備及び研究開発用設備の一部、工具器具備品については研究開発用設備、電子計算機及びその周辺機器並びにその他の事務用機器の一部をリース契約により使用しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	501.56円
2. 1株当たり当期純利益金額	26.76円

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2007年5月8日

三井化学株式会社

代表取締役社長 藤 吉 建 二 殿

あ ず	さ	監 査 法 人
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	内 山 英 世 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	徳 田 省 三 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 本 宏 稔 ㊞
新 日	本	監 査 法 人
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	坂 倉 正 志 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	須 藤 修 司 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	狩 野 茂 行 ㊞

私共監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2006年4月1日から2007年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私共監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私共監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私共監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私共監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私共監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私共監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2007年5月8日

三井化学株式会社

代表取締役社長 藤 吉 建 二 殿

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 山 英 世 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 徳 田 省 三 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 本 宏 稔 ㊟  
業 務 執 行 社 員

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 倉 正 志 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 須 藤 修 司 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 狩 野 茂 行 ㊟  
業 務 執 行 社 員

私共監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2006年4月1日から2007年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私共監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私共監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私共監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私共監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私共監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私共監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2006年4月1日から2007年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- なお、事業報告に記載のとおり、当社は、ガス用ポリエチレン管及び同継手のガス事業者向け販売価格を他の事業者と共同して決定している疑いがあるとして、公正取引委員会による立入調査を受けました。これに対しコンプライアンスの更なる徹底が図られていることを確認しております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人及び新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人及び新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2007年5月10日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役 山 本 律 夫 ㊟

常勤監査役 竹 下 安 郎 ㊟

社外監査役 山 本 憲 男 ㊟

社外監査役 西 田 敬 宇 ㊟

社外監査役 伊集院 功 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

### 1. 期末配当

当社の剰余金処分は、株主の皆様への利益還元及び内部留保を総合的に勘案し、安定的な配当の継続及び中長期的な視点で連結業績を考慮した利益還元に努めることを基本方針としております。内部留保につきましては、高機能性製品・高成長分野市場・高収益事業に重点を置いた投資等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

前期末より2円増配の1株につき金6円、総額4,629,675,666円といたしたいと存じます。

これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき4円と合わせ、年10円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2007年6月27日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金処分

#### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	9,000,000,000円
-------	----------------

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	9,000,000,000円
---------	----------------

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 2003年6月に導入した執行役員制度の下で、さらなる経営の意思決定のスピードアップと業務執行機能の強化を図るため、取締役の員数を20名以内から15名以内に変更いたします。このため、第21条（取締役の員数）につき所要の変更を行うものであります。

(2) 経営ニーズの変化に応じた経営施策対応の柔軟性を強化するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたします。このため、第23条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、2006年6月27日開催の定時株主総会で選任された取締役2名の任期を明確にするため、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第21条 当会社に取締役<u>20</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第21条 当会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>附則 第23条の規定にかかわらず、2006年6月27日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前のおりとする。なお、本附則は、該当する取締役全員の任期満了後に、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役13名のうち社外取締役2名を除く11名の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを一層充実させ、経営の透明性を高めるため、11名のうち1名は社外取締役候補者としております。本議案をご承認いただきますと、取締役13名のうち3名が社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	中西宏幸 (1938年1月8日生)	1966年 4月 当社入社 1991年 6月 当社取締役 1993年 6月 当社常務取締役 1996年 6月 当社専務取締役 1997年 6月 当社副社長 1997年10月 当社代表取締役副社長 1999年 6月 当社代表取締役社長 2003年 6月 当社代表取締役社長兼会長 2005年 6月 当社会長 現在に至る	62,000株
2	藤吉建二 (1944年2月14日生)	1969年 4月 当社入社 1997年 6月 当社取締役 生産技術研究所長 1997年10月 当社取締役 研究開発本部基礎石化 研究開発センター長 1999年 6月 当社取締役 研究開発本部研究開発 管理部長 2001年 6月 当社常務取締役 S計画準備室長 2003年 6月 当社専務取締役 2005年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	30,000株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	田 中 稔 一 (1945年2月7日生)	<p>1968年 4月 東洋高压工業㈱ (三井東圧化学㈱) 入社</p> <p>1999年 6月 当社取締役 基礎化学品事業本部 フェノール事業部長</p> <p>2001年 6月 当社取締役 基礎化学品事業部門 フェノール事業部長</p> <p>2003年 6月 当社常務取締役 基礎化学品事業グ ループ副事業グループ長</p> <p>2004年 6月 当社常務取締役 基礎化学品事業グ ループ長</p> <p>2005年 4月 当社常務取締役 基礎化学品事業グ ループ長兼石化事業グループ長</p> <p>2005年 6月 当社代表取締役副社長 基礎化学品 事業グループ長</p> <p>2007年 4月 当社代表取締役副社長 (社長補佐、基礎化学品事業本部、 経営企画部、グループ経営推進部、 支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd. 及び三井化学(上海) 有限公司担当) 現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 共同モノマー㈱代表取締役社長</p>	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
4	山口 彰 宏 (1946年2月20日生)	1976年 3月 三井東圧化学㈱入社 1997年 6月 同社取締役 総合研究所副所長 1997年10月 当社取締役 研究開発本部機能性材 料研究開発センター長 1999年 6月 当社取締役 研究開発本部マテリア ルサイエンス研究所長 2001年 6月 当社常務取締役 研究開発部門長兼 研究開発部門研究開発総務部長 2003年 6月 当社常務取締役 研究開発部門長 2005年 4月 当社常務取締役 研究開発部門長兼 研究開発部門マテリアルサイエンス 研究所長 2005年 6月 当社専務取締役 研究開発部門長 2007年 4月 当社専務取締役 研究本部長 (研究本部及び知的財産部担当) 現在に至る	16,000株
5	篠原 善之 (1943年7月27日生)	1969年 4月 当社入社 1999年 6月 当社取締役 樹脂事業本部企画管理 部長 2000年 6月 当社取締役 樹脂事業本部企画管理 部長兼同本部塩化ビニル事業室長 2001年 6月 当社取締役 石化事業部門企画管理 部長 2003年 6月 当社常務執行役員 生産・技術部門 長 2005年 6月 当社専務取締役 生産・技術部門長 2007年 4月 当社専務取締役 生産・技術本部長 (生産・技術本部、SCM室、購買 部、物流部、システム企画部及びレ スポンシブル・ケア委員会担当) 現在に至る	14,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
6	佐野景一 (1947年8月21日生)	1970年 4月 当社入社 2001年 6月 当社取締役 基礎化学品事業部門合 織原料事業部長 2003年 6月 当社執行役員 基礎化学品事業グ ループ合織原料事業部長 2005年 6月 当社常務取締役 石化事業グループ 長 2007年 4月 当社常務取締役 基礎化学品事業本 部長 現在に至る 他の法人等の代表状況 大阪石油化学㈱代表取締役社長	16,000株
7	梶浦博一 (1947年4月22日生)	1975年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グ ループ企画管理部長 2005年 6月 当社常務取締役 2007年 4月 当社常務取締役 機能材料事業本部 長 現在に至る	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
8	佐野 鋳一 (1948年8月30日生)	1971年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 財務部長 2005年 6月 当社常務取締役 2007年 4月 当社常務取締役 内部統制推進室長 (内部統制推進室、予算管理部、財務部及びCSR・広報部(IR)担当) 現在に至る	15,200株
9	鈴木基市 (1949年5月23日生)	1973年 4月 三井東圧化学(株)入社 2001年 1月 当社統合準備室長 2003年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2005年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グループ精密化学品事業部長 2007年 4月 当社常務執行役員 先端化学品事業本部長 現在に至る 他の法人等の代表状況 大正エム・ティ・シー(株)代表取締役社長	8,000株
10	得丸 洋 (1950年5月22日生)	1974年 4月 当社入社 2001年 6月 当社人事部長 2003年 6月 当社執行役員 人事部長兼労制部長 2005年 6月 当社執行役員 人事・労制部長 2007年 4月 当社常務執行役員 現在に至る	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
11	田 中 哲 二 (1942年6月16日生)	1967年 4月 日本銀行入行 1993年 5月 同行国際局参事 1993年10月 日本銀行よりキルギス共和国に派遣 (中央銀行最高顧問・大統領特別 経済顧問) 1995年 4月 中央アジア・キルギス日本センター 館長 1995年11月 日本銀行考査役 1995年12月 キルギス共和国大統領及び中央銀行 総裁海外顧問 (現職) 1997年 6月 ウズベキスタン共和国銀行協会特別 顧問 (現職) 1998年 2月 株式会社東芝常勤顧問 (現職) 2002年12月 カザフスタン共和国経済・予算計画 大臣顧問 (現職) 2003年 2月 国連大学学長上級顧問 (現職) 2005年 6月 中央アジア・コーカサス研究所副理 事長兼所長 (現職) 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者鈴木基市氏は、大正エム・ティ・シー㈱の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、製品の販売・購入などの取引関係があります。  
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中哲二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中哲二氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
同氏は、長く日本銀行にご勤務され、現在は株式会社東芝常勤顧問や国連大学学長上級顧問などを務められるとともに、中央アジア各国の政府及び金融関係団体の顧問などとして幅広くご活躍されています。同氏の各方面での豊富なご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
4. 社外取締役候補者である田中哲二氏が選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役山本憲男及び西田敬宇の各氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	村本久夫 (1935年4月21日生)	1958年 4月 大蔵省入省 1986年 6月 同省関東財務局長 1987年 8月 中小企業金融公庫理事 1990年 6月 中央信託銀行(株)入社 1995年 6月 同社代表取締役会長 2000年 6月 中央三井信託銀行(株)代表取締役会長 2002年 2月 三井トラスト・ホールディングス(株)代表取締役会長 2003年 6月 中央三井信託銀行(株)顧問 2005年 6月 同社特別顧問 現在に至る	0株
2	門脇英晴 (1944年6月20日生)	1968年 4月 (株)三井銀行入社 2001年 4月 (株)三井住友銀行代表取締役専務取締役兼専務執行役員 2002年12月 (株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役専務取締役 2003年 6月 同社代表取締役副社長 2004年 6月 (株)日本総合研究所理事長 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 村本久夫及び門脇英晴の各氏は、社外監査役候補者であります。

3. 村本久夫及び門脇英晴の各氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

(1) 村本久夫氏

行政機関において財政や税務に長年携わるとともに、金融機関の経営に長年携わり、経営全般にわたる広い知識と経験を有していることから、社外監査役として適任であると考えております。

(2) 門脇英晴氏

金融機関の経営に長年携わり、経営全般にわたる広い知識と経験を有していることから、社外監査役として適任であると考えております。

4. 社外監査役候補者である村本久夫及び門脇英晴の各氏の他社役員在任中に、当該他社において法令又は定款違反その他不正な業務執行が行われた事実は、以下のとおりであります。
  - (1) 村本久夫氏  
該当事実はありません。
  - (2) 門脇英晴氏  
同氏の株式会社三井住友銀行取締役在任中における同社の営業活動の一部が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条に違反するとして、同社は、2005年12月に公正取引委員会から勧告審決を受けたほか、2006年4月には金融庁から銀行法に基づく行政処分を受けております。
5. 社外監査役候補者である村本久夫及び門脇英晴の各氏が選任された場合、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、全社業績目標の達成状況を基に、単独の当期純利益、繰越利益剰余金及び配当の状況を勘案し、社外取締役を除く取締役10名に対し110,000,000円を支給させていただきますと存じます。

## 第6号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策導入の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次のとおり当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入し、その一環として新株予約権の発行登録を行うことにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1997年10月の発足以来、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して、高品質の製品とサービスをお客様に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

現在、2007年度を最終年度とする「2004年度中期経営計画」に基づき、「変革への挑戦」をキーワードに、事業の量的拡大から質的拡大への転換を積極的に進めております。具体的には、競争力のあるプロピレンチェーン、アロマチェーンを持つ石化・基礎化学品分野を母体とし、機能性ポリマーズ事業、情報・電子材料事業、ヘルスケア材料事業といった機能性材料分野の更なる拡大・成長を図り、事業構造の変革と収益力強化を推進しております。

また、本年は当社発足10周年を迎えることから、次の10～15年の更なる成長を目指した三井化学グループの経営の基本骨格、すなわち「グランドデザイン」を策定しました。この中で、「目指すべき企業グループ像」を15～20年先まで見据え、「『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループ～」と改訂しました。さらに、8～10年で実現を目指す長期経営目標を「収益」、「環境」、「事業ポートフォリオ」、「経営基盤強化の方向」についてそれぞれ定め、企業価値の持続的向上を図ることとしました。

2008年度から始まる次期中期経営計画においては、これらの目標の早期実現に向けた具体的施策を策定し、実行してまいります。

上記グランドデザインを踏まえ、本年4月には、目指すべき事業ポートフォリオの早期実現及び新製品開発の加速に向けて、機能材料事業、先端化学品事業及び基礎化学品事業の3事業本部制への移行を柱とする組織改正を実施しました。また、競争に勝ち抜く実行力と長期視点を組織文化の変革から実現すべく、従来の指標である「経済」に、GHG（温室効果ガス）削減などを主な内容とする「環境」、法令・ルール遵守、労働災害撲滅、化学品安全規制への取組みなどを主な内容とする「社会」を加えた3軸での業績評価への移行を目指しています。

当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあります。当社は、これをより一層強化して中長期的な企業価値向上のための基盤とすべく、(i)機能性材料、基礎化学品、石油化学製品等の「コア事業における技術開発」、(ii)化学の最先端領域を開拓する「次世代技術の研究」、(iii)産学共同研究等で共創の場を広げる「知の総合化」といったR&D戦略を策定・実践しております。また、こうした技術の維持・活用には、高度な専門性を有する有能な人材が不可欠です。当社は、従業員との間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした有能な人材の育成・確保に努めております。

さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。中でも、コーポレートガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能



の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク管理委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### (1) 本プラン導入の目的

上記のとおり、当社は中期経営計画を中心に据え、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述のとおり、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、化学工業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の革新的な企業風土を背景とした事業ポートフォリオの変革、中長期的視点に立った研究開発その他適正な経営資源の配分、環境・安全・品質の確保等を通じたステークホルダーとの信頼関係の維持等といった取組みを積極的に実行していくことが必要です。当社の株券等の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを導入することを決定いたしました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。

#### (2) 本プランの概要

##### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、

当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については資料1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料2のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の①又は②に該当する買付又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
  - ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

---

<sup>1</sup> 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独

立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

### ③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

#### ① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(3)「本プランの

発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
  - (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
    - ① 株式等を買ひ占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
    - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
  - (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
  - (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
  - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです（本新株予約権の詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。



(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者<sup>9</sup>、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者<sup>10</sup>、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者<sup>11</sup> (以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

---

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>10</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>11</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。

#### (6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2010年3月期（2009年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

#### (7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2007年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員 の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として導入されるものです。また、上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記3. (2)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料2のとおりです。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3. (4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされる予定であること

当社は、本定時株主総会において、取締役の任期を1年に短縮する内容を含む定款変更議案を付議します。こうした取締役任期の短縮により、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様と与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれましては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日

において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(3)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

#### (b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、

ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

## (資料1) 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
  - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
  - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



(資料2) 独立委員会委員の候補者 (五十音順)

伊集院 功 (いじゅういん いさお)

- 1964年 4月 弁護士登録
- 1975年 2月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー
- 2004年 4月 上智大学法科大学院教授 (現職)、千葉大学経営協議会委員 (現職)
- 2005年 1月 長島・大野・常松法律事務所顧問 (現職)
- 2005年 6月 当社 監査役 (現職)

織 朱 實 (おり あけみ)

- 1990年 1月 東京海上火災保険株式会社入社
- 1996年 6月 東京海上リスクコンサルティング株式会社主任研究員
- 2003年 4月 関東学院大学法学部助教授 (現准教授) (現職)
- 2006年 6月 当社 取締役 (現職)

田 中 哲 二 (たなか てつじ)

- 1967年 4月 日本銀行入行
- 1993年 5月 同行国際局参事
- 1993年10月 日本銀行よりキルギス共和国に派遣 (中央銀行最高顧問・大統領特別経済顧問)
- 1995年 4月 中央アジア・キルギス日本センター館長
- 1995年11月 日本銀行考査役
- 1995年12月 キルギス共和国大統領及び中央銀行総裁海外顧問 (現職)
- 1997年 6月 ウズベキスタン共和国銀行協会特別顧問 (現職)
- 1998年 2月 株式会社東芝常勤顧問 (現職)
- 2002年12月 カザフスタン共和国経済・予算計画大臣顧問 (現職)
- 2003年 2月 国連大学学長上級顧問 (現職)
- 2005年 6月 中央アジア・コーカサス研究所副理事長兼所長 (現職)
- 2007年 6月 当社 取締役就任予定

遠山 敦子（とおやま あつこ）

1962年 4月 文部省入省  
1991年 6月 同省教育助成局長  
1992年 7月 同省高等教育局長  
1994年 7月 文化庁長官  
1996年 6月 駐トルコ共和国大使  
2000年 4月 国立西洋美術館長  
2001年 4月 文部科学大臣  
2004年 4月 財団法人松下教育研究財団理事長（現職）、  
独立行政法人科学技術振興機構顧問（現職）  
2005年 4月 財団法人新国立劇場運営財団理事長（現職）

町田 幸雄（まちだ ゆきお）

1969年 4月 検事任官  
1999年 8月 法務省入国管理局長  
2000年12月 最高検察庁総務部長  
2001年 7月 最高検察庁刑事部長  
2002年 6月 公安調査庁長官  
2004年 1月 仙台高等検察庁検事長  
2004年12月 最高検察庁次長検事  
2005年 7月 検事退官  
2005年 9月 弁護士登録、西村ときわ法律事務所入所（現職）  
2006年 6月 当社 取締役（現職）

以 上

### (資料3) 新株予約権無償割当ての要項

#### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

##### (1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記2.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

##### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

##### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

#### (4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその

者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

2) 上記1)にかかわらず、次の①乃至④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

② 当社を支配する意図がなく上記1)（i）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)（i）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)（i）の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)（i）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認められた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続の履行若しくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は（iii）その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（i）自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ（ii）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証

券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
  - 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
  - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く。）であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
    - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
    - ② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
    - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
    - ④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
  - 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日

の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件  
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行  
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正  
上記で引用する法令の規定は、2007年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

# 会場ご案内図

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール  
TEL.03 (3580) 0988

地下鉄 銀座線	虎ノ門駅より徒歩6分
日比谷線・千代田線	霞ヶ関駅より徒歩8分
丸ノ内線	霞ヶ関駅より徒歩9分
千代田線・丸ノ内線	国会議事堂前駅より徒歩8分
銀座線・南北線	溜池山王駅より徒歩9分

J R 新橋駅で銀座線乗り換え、虎ノ門駅下車

